

行方市 主要施策の現状と課題の整理シート

I やさしさあふれる健康福祉のまち

1 医療・救急体制の充実

現状	○地域総合病院のほか、一般病院1カ所、一般診療所10カ所、歯科診療所10カ所、総病床数237床を確保 ○「かかりつけ医」制度の推進や保健部門との連携による健康管理、総合病院による高度医療を活用したネットワークの形成 ○在宅医療の充実、通院手段の確立、保健部門・福祉部門との連携強化による地域医療の体制づくり ○なめがた地域総合病院、鉾田病院、高須病院、小美玉市医療センターによる病院群輪番制による救急医療体制の整備 ○小児救急は土浦協同病院が小児救急拠点病院に指定のほか、鹿嶋市夜間小児救急診療所が夜間診療（20時～23時）を実施	目標指標の実績
		人口1000人あたり医師数 H20年0.87人⇒H24年0.84人 人口1000人あたり看護師数 H20年5.75人⇒H24年6.51人

	施策の項目とその内容	取り組み状況	活動指標、成果指標	具体的な事業名
(1)	地域医療体制の充実促進			
①	医療体制の充実促進			
○	「かかりつけ医制度」の普及定着	「かかりつけ医制度」と「かかりつけ薬局」の普及については、実施していない。「総合病院と診療所の連携」については、年1回市内医師との打ち合わせ会議を実施している。「医療機関へのアクセス性の確保」については、社会福祉協議会の乗合タクシーで確保している。	「かかりつけ医制度」や「かかりつけ薬局」について市民へ広報する。	地域医療対策事業
○	「かかりつけ薬局」の普及			
○	総合病院と診療所との連携			
○	医療機関へのアクセス性の確保			
②	医療従事者の確保			
○	医療機関や県等関係機関との連携	県医療対策課には医師不足解消について要望をしている。平成27年から医師確保支援事業補助金により医師確保に力を入れている。	H27に総合病院で医師が4名増加した。人口1000人あたりの医師数を1.43人とする。	地域医療対策事業
○	適正医療や効率化への対応			
③	患者本位の医療の確立			
○	インフォームド・コンセントなど、患者本位の医療の提供	各病院で取り組む内容のため実施していない。	会議等で医師会へ協力を要請していく。	地域医療対策事業
④	保健部門・福祉部門との連携強化の促進			
○	健康相談指導、検診、疾病予防、治療、リハビリまでを系統的に行う体制づくり、リハビリテーションネットワークの推進	各種事業で健康相談を実施している。検診、疾病予防、治療、リハビリまでを系統的に行う体制づくりについて、関係各課や関係機関と連携して取り組んでいる。	関係機関との連携を協議する。	地域医療対策事業
⑤	在宅医療の充実促進			
○	福祉や介護と連携した在宅医療の充実	在宅医療については病院で実施しているため実施していない。病院や訪問看護ステーション等との連携は地域包括支援センターで地域ケア会議を実施しているため実施していない。介護保険制度、地域支援事業で実施。		地域医療対策事業
○	地域の病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携			
(2)	救急・救助体制の充実			
①	救急搬送体制の充実促進			
○	救急搬送体制の拡充	医師確保支援事業補助金(平成27年度～)や鉾田地域病院群輪番制病院運営負担金により救急搬送体制の充実を図っている。	救急搬送体制の充実のため人口1000人あたりの医師数を1.43人とする。	地域医療対策事業
○	搬送機関と医療機関との連絡体制の整備、搬送時間の短縮等			

	施策の項目とその内容	取り組み状況	活動指標、成果指標	具体的な事業名
②	救急医療体制の充実促進			
○	救急告示病院、救急医療協力病院などによる救急医療の充実、小児救急医療の充実	公的病院運営補助金(平成26年度～)や鹿嶋市夜間小児救急診療所協定市負担金により救急医療の充実を図っている。	救急搬送体制の充実のため人口1000人あたりの医師数を1.43人とする。	地域医療対策事業
○	医療機関が受け入れられる体制の整備			
○	初期救急体制の充実、適正受診の推進			
③	地域救命体制の充実			
○	公共施設へのAEDの設置	公共施設へのAEDの設置について実施している。	AEDの使用説明会等を実施する。	地域医療対策事業
○	地域救急体制の整備			

2 生涯を通じた健康づくり

	目標指標の実績
現状	○食生活や住環境の多様化など社会環境の変化に伴い、生活習慣病を危険因子とする、がん、心疾患、脳血管疾患が死因のトップ3 ○生活習慣病は、内臓脂肪症候群の予防対策が急務。一指標であるBMIは県内でも高い。 対策基本法の施行にともない、女性特有のがん対策として無料クーポンの配布開始。働く世代の大腸がん検診の追加等でがん対策を推進。
	H19 ⇒ H22 ⇒ H24 生活習慣病全体 3位⇒県内ワースト4位⇒5位 悪性新生物 13位⇒県内ワースト10位⇒5位 脳血管疾患 2位⇒ 県内ワースト3位⇒2位 高血圧性疾患 39位⇒県内ワースト1位⇒2位 心疾患 2位⇒県内ワースト6位⇒12位 糖尿病 1位⇒県内ワースト7位⇒39位 全結核 2位⇒県内ワースト9位⇒26位 肺炎・気管支炎 10位⇒県内ワースト6位⇒8位 自殺 41位⇒県内ワースト34位⇒34位

	施策の項目とその内容	取り組み状況	活動指標、成果指標	具体的な事業名
(1)	主体的な健康づくりの推進			
①	健康意識の高揚			
○	生活習慣病予防や介護予防などの健康に対する意識の高揚と健康保持推進	メディカルフィットネス(健康支援システム委託料)により生活習慣病や介護予防に取り組んでいる。また、健康フェスタ(食と健康づくり事業補助金)やウォーキング大会(ウォーキング大会補助金)により健康づくりの意識高揚を図っている。	・初回メディカルフィットネス講習会修了者(H27.3月現在)…420人 ・H26ウォーキング大会参加者…128人	健康まちづくり推進事業
②	健康づくり食育の指針の策定			
○	健康づくり施策推進のため「行方市健康増進計画」を策定	平成25年3月に行方市健康づくり計画(健康増進計画書・食育推進計画書)を発行している。	健康づくり計画に基づき健康づくり事業を実施する。	健康まちづくり推進事業
○	健全な食生活実践のため「行方市食育推進計画」を策定			
③	健康づくり活動の支援			
○	自主的にスポーツに取り組める環境の整備	けんこう応援教室の卒業生によるウォーキング等自主グループ(H27.5月現在5グループ)の活動を支援しており、ウォーキング実行委員会にも役員として協力をいただいている。	健康づくり事業を協力して実施する。	健康まちづくり推進事業
○	健康づくりや生涯スポーツの実践と自主グループ活動支援			
④	健康づくりボランティアの活性化			
○	地区組織の積極的活用により、健康増進・生涯健康づくりを推進	保健協力員を、個人情報の問題等の理由で平成25年度で廃止した。 食生活改善推進員による活動が行われている。	健康づくりボランティアの組織を新たに設立する。	健康まちづくり推進事業

	施策の項目とその内容	取り組み状況	活動指標、成果指標	具体的な事業名
2 生涯を通じた健康づくり				
現状	○妊婦・乳児委託健康診査や乳幼児健診・相談事業など各種事業を実施。 ○幼児健診に心理相談を入れ、専門職による個別相談や教室を頻回に開催し、乳幼児の疾病や障害の早期発見と育児支援を実施 ○乳児家庭全戸訪問事業を実施し、育児環境の把握や育児相談を行い、育児不安の軽減と虐待予防に努める ○支援の必要な家庭には福祉関連機関と連携し育児支援体制を整備 ○母乳育児を継続するため、専門職による相談を受けやすい体制の整備 ○相談事業と仲間づくりなどによる育児不安の軽減にむけた取り組みの強化			目標指標の実績
				指標無し
	施策の項目とその内容	取り組み状況	活動指標、成果指標	具体的な事業名
(2)	母子保健対策の充実			
(1)	健診の充実			
○	妊婦・乳児医療機関委託健診では、医療機関との連携	妊婦・乳児医療機関委託健診は、妊婦14回乳児2回分の健診の受診券を交付。受診率はH22年度からH26年度の実績は75%前後で大きな変化はない。しかし、健診結果は医療機関から国保連合会を通して2～3か月後に届くため、妊娠中に支援をしたり、医療機関と連携をとることはほぼない。必要時出産後の訪問で支援をしている。乳児の健診については、他の相談事業でフォローしている。	受診率が75%台でやや達成率が低い	妊婦・乳児医療機関健診
○	センターの幼児健診では、専門職の配置を充実、疾病や障害の早期発見と育児支援の実施	母子保健法に基づく1歳6か月児健診、3歳児健診の他、2歳児歯科健診を実施。心理職を配置し幼児の心理発達面のフォローを充実させている。出生数は減っているが、支援を必要とする児は増加傾向にあり、発達相談等の予約の取りづらいつながりがあり、平成25年度より1歳6か月児健診の心理相談を廃止、平成26年度からは、3歳児健診の心理相談員を増員。心理の個別相談回数を増やしている状況。視力検査は、平成24年度より視能訓練士を配置して実施。	健診受診率：1.6歳児91～98%、2歳児 87～95%、3歳児 87～94% 未受診者は訪問等で全員フォロー 配慮の必要な児へはフォローの相談や教室へつないでいる。	1歳6か月児健診 2 歳児歯科健診 3 歳児健診
(2)	相談・指導体制の充実			
○	乳児全戸訪問を実施、育児環境の把握、必要な支援をし、育児不安を軽減	平成21年度より乳児全戸訪問が開始され、産後不安の高い退院後早めのフォローを心がけ産婦への電話相談を実施。対象者の状況に応じて早めの訪問を実施。里帰り訪問の依頼、受諾により他市町村と連携。訪問時は産後うつ等の問診等によりフォロー。母乳育児支援のため助産師による訪問指導を実施。平成25年度から母乳相談室も実施。相談事業は、月2回の育児相談、2か月、6か月、1歳、5歳で実施。タイムリーに相談が受けられるよう相談体制を整えている。	乳児全戸訪問の半数は新生児時期に実施。2か月での完母率は30%で横ばいの状況。	乳児家庭全戸訪問指導事業 新生児訪問事業 母乳育児支援訪問事業 こんにちは赤ちゃん相談(2か月) 育児相談 母乳相談室健康相談：6か月、1歳、5歳児 サクランボの会(双子の会)
(3)	育児支援体制の整備			
○	配慮の必要な児、育児不安のある親に対し、専門職の質、量の向上を図り、個別相談や教室等を充実	幼児健診、相談の結果、運動機能、精神発達面で継続した指導が必要な乳児と保護者に対して心理職、言語聴覚士、ポーター指導員、音楽指導員の専門的な支援を実施。年々配慮の必要な児は増加傾向にあり、のびのび相談、ことばの相談の回数を増やしている。幼稚園、保育園への心理職の巡回相談を実施して、集団生活で配慮の必要な児に対しての関わり方等の助言、情報共有等連携をとっている。育児不安の強いと考えられる第1子を出産した母親に対してH24年度から「子育てほっと！サロン」を実施。情報交換をして仲間づくりができ、不安解消につながっており、不安の強い母親がタイムリーに参加できるようH26年度から回数を増やしている。	健診後ことば、行動面において配慮が必要な児が増加傾向。特に就学前の5歳児健康相談の要フォロー者が増加。	のびのび相談(個別・園巡回) ことばの相談 どんぐり教室(ミュージックケア・ポーターページ) どんぐり相談 子育てほっと！サロン

	施策の項目とその内容	取り組み状況	活動指標、成果指標	具体的な事業名
④	思春期保健の充実			
○	学校との連携を図り、性感染症、薬物乱用の防止、心の健康推進の啓発	若年出産の増加、全国的に10代の自殺率が課題となっており、平成25年度より市内小中学校の養護教諭との会議を定例実施。思春期教育を学校との連携で、小学校高学年対象の「思春期出前講座」をH25年度から、中学生対象の「思春期赤ちゃんふれあい体験」をH26年度から実施している。	出前講座：平成26年度市内全小学校で実施。ふれあい体験北浦中で実施。事業前後で自己肯定感の上昇有。	思春期出前講座 思春期赤ちゃんふれあい体験

2 生涯を通じた健康づくり

	現状	目標指標の実績
	○「健康日本21」計画、健康増進法、「健康いばらき21プラン」に基づき、住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組む「21世紀における国民健康づくり運動」の展開 ○介護保険法の改正に伴い地域支援事業が導入、65歳以上は介護予防事業を中心とする体制に移行し、高齢者の健康づくりを推進 ○40～64歳の壮年層は生活習慣病予防を主眼に健診、健康教育をなどの事業を展開 ○「高齢者の医療の確保に関する法律」により内臓脂肪症候群対策に主眼を置いた特定健診・特定保健指導を推進	指標無し

	施策の項目とその内容	取り組み状況	活動指標、成果指標	具体的な事業名
(3)	成人・高齢者保健対策の推進			
①	各種健(検)診の充実			
○	特定健診、各種がん検診などの充実	・各種健診を同時実施。早朝・休日健診や、未受診者健診を実施。	・健診受診率	・総合健診
○	受診率向上のため、受診者の利便性を考慮検診日時の選択幅を広げる	・各自の都合で受診できるように、医療機関健診を行う。 ・女性のための検診においては、無料受診券を発行。また、過去の受診券を利用しなかった者について、再度無料対象者とする。 ・特定健診においては、節目において健診を無料化。 ・人間ドックの助成(国保)を行う。 ・受診率向上のために、母子保健事業・イベント等での受診勧奨 ・過去の受診歴をもとに、通知、電話、訪問で受診勧奨 ・申し込み方法を、ハガキの投函とする。	・勧奨後の申し込み数 ・各健診受診率はやや低下	・地域住民健診 ・医療機関健診(女性のがん) ・医療機関健診(特定) ・人間ドック助成(国保)
②	健康教育・健康相談の充実			
○	生活習慣病予防に重点を置き、運動・食生活などの生活習慣を改善できるよう支援	・肥満改善・食のバランス・運動の定着のため教室を実施 ・がん検診受診者や特定保健指導対象者の教室等の実施 ・糖尿病・骨そしょう症・脳卒中・禁煙等をテーマに講演会を実施。 ・地域や団体からの依頼による健康教育の実施。 ・イベント時に血圧や血管年齢等の測定を行い相談を受ける。	一般13種・延60回 延2993名参加 特定 6教室延48回 延440名参加 アンケート結果は好評	・健食セミナー ・けんこう応援教室 ・健康づくり講演会 ・地域健康づくり教室 ・イベント時健康相談
③	訪問指導の充実			
○	要支援者への訪問で、疾病の正しい知識の普及、生活習慣の改善、医療機関への早期受診を促す	・がん検診等での要支援者に訪問指導を実施。 ・特定健診にて高血圧、高血糖等で医療が必要な者を訪問。 受診勧奨と生活指導等を行う。	・要支援者への訪問件数、受診状況 ・特定保健指導数 ・検査値の改善	・訪問指導 ・特定保健指導
④	機能訓練の充実			
○	疾病後に必要な訓練を行うことにより、自立支援、生きがいづくり、閉じこもり防止	・65歳未満の介護保険等のサービスを利用していない者について、作業療法・理学療法を行う。	・34回 延202名 ・身体機能の状況	・機能訓練事業
⑤	介護予防の推進			
○	地域包括支援センターとの連携し、生活機能低下の防止、認知症予防、閉じこもり予防など介護予防を推進	・65歳以上の者についての支援は、地域包括支援センター主体で実施。 ・希望者には一般向けの健康教室等に参加してもらう。		・介護福祉課事業

	施策の項目とその内容	取り組み状況	活動指標、成果指標	具体的な事業名
2 生涯を通じた健康づくり				
現状	歯と口の健康は、単に食べる機能の維持だけでなく、生活の質を確保するための基本。歯と口の健康づくりは、子どもの頃からの取り組みが重要。幼児：1歳6か月児健診から3歳児健診の間に、むし歯保有率は大幅に上昇。3歳児健診でのむし歯保有率が県平均よりも高い。小学生：小学生の虫歯のない者の割合は、年々増加。歯の喪失は、食生活に大きな支障をもたらす。その一因が歯周疾患である。		目標指標の実績	
			・むし歯のない12歳児の割合：H24 41%⇒H26 66%（平成26年度行方市児童生徒定期健康診断統計より） ・糸ようじや歯間ブラシを使用している人の割合：H24 17%⇒なし ・75歳で20本以上、自分の歯を持つ割合：H24 14%⇒なし	

	施策の項目とその内容	取り組み状況	活動指標、成果指標	具体的な事業名
(4) 歯科保健対策の推進				
(1) 歯科保健・検診の充実				
○	歯科検診や歯科保健指導結果に基づき、歯科衛生士による歯科指導を実施	1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診で、歯科医師による歯科健診、歯科衛生士による歯科指導を実施。5歳児健康相談では、歯科指導を実施している。	3歳児健診 むし歯保有率 H22 28.9% H26 22.7% と減少傾向	1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診・5歳児健康相談
○	幼児期からの虫歯予防	年2回地元歯科医による「歯の健康教室」を実施。妊婦歯科健診を同時開催。市内幼稚園への歯みがき教室の実施。平成26年度より市内保育園でも希望する園（7園中6園が希望）で歯みがき教室を実施。	歯の健康教室参加者：妊婦は横ばい 乳幼児の保護者は減少傾向	歯の健康教室 ・ 妊婦歯科健診はみがき教室（市内幼稚園・保育園）
○	壮年期からの歯周病予防	・H26年度より、市内歯科医院において歯周疾患検診を実施。対象者には、30歳を追加。 ・歯の健康づくり講演会を実施。	・受診者数81件と少ない ・定期的にケアを受ける者の人数	・歯周疾患検診 ・健康づくり講演会
(2) 訪問歯科の充実				
○	在宅訪問歯科診療を実施している歯科医院などの情報提供	・ケアマネージャー等が診療を必要とする者に、情報提供している。	・情報提供者数	・福祉機器（歯科診療訪問器具）の貸出事業（社協）

2 生涯を通じた健康づくり				
現状	予防接種法に基づいて実施。近年、予防接種制度がめまぐるしく変化している。小児については、平成24年11月より四種混合が定期接種になり、三種混合、不活化ポリオを受けている人と混在している。日本脳炎は平成17年から平成21年までの積極的勧奨差し控えにより、現在、順次勧奨している。水痘は、平成26年10月より定期接種となる。Hibと小児肺炎球菌は平成25年4月から定期接種。子宮頸がん予防のヒパビローマウイルスのワクチンは、平成25年4月から定期接種となったが、同年の6月14日より積極的勧奨差し控えになっている。平成28年度からは肝硬変肝がんの予防を目的にした、B型肝炎ワクチンが定期接種になる予定。高齢者は、65歳以上の肺炎球菌ワクチンが平成26年10月から定期化となる。接種間隔等についても改正があるため、最新の情報を得て誤接種のないよう医療機関へも周知する必要がある。接種率を上げるために、年度ごとに重点ワクチンを決めて勧奨をしている。		目標指標の実績	
			麻疹・風疹接種率 95%以上⇒H26 97.3% A 類予防接種 80%以上	

	施策の項目とその内容	取り組み状況	活動指標、成果指標	具体的な事業名
(5) 感染症対策の推進				
(1) 感染症への対策				
○	感染症予防に関する情報提供、普及啓発	市報の健康づくりコーナーに、季節ごとの感染症予防の記事を掲載し情報提供している		市報「なめがた」健康情報掲載

	施策の項目とその内容	取り組み状況	活動指標、成果指標	具体的な事業名
○	予防接種法に基づく予防接種の実施	定期接種の予防接種についてめまぐるしく変化している中、対象者への接種勧奨を順次実施。平成26年10月からは、小児の予防接種も接種医療機関の広域化に伴い県内の医療機関で接種することが可能となっている。それに伴い、事務量が膨大となっている。簡素化が課題。医療機関に対しても最新情報の周知、予防接種が増えたことによる誤接種防止に向け周知をし、万が一発生した場合は早期対応、再発生防止に向けた話し合いをしている。	麻疹・風疹接種率：国の目標95%を平成26年度達成。A類予防接種は目標80%に達していないワクチン有。	予防接種事業
○	パンデミックに備えた対応策	新型インフルエンザについては、「新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年度に策定。今後、行動マニュアルを作成予定。		
② 予防接種の充実				
○	法定外(任意)予防接種の助成	平成25年度から、妊娠風しん症候群予防のため妊娠を希望する女性、その夫等へ風しんまたは麻しん風しん予防接種の助成を開始。平成26年度4月から、おたふくかぜ・水痘・小児インフルエンザ・成人肺炎球菌の助成を開始。平成26年10月から、水痘・成人肺炎球菌は定期化。他の予防接種は助成を継続している。		予防接種事業(法定外)

1 地域福祉の推進

現状	施策の項目とその内容	取り組み状況	活動指標、成果指標	目標指標の実績
				ボランティアの参加率 目標40%⇒実績 不明 社会福祉協議会ボランティア人数 目標1,801人⇒実績 877人
	○少子高齢化や核家族の進展によるニーズの多様化・複雑化 ○ボランティアなど自主的な地域福祉活動の推進 ○活動拠点の充実化やユニバーサル環境の増進			

	施策の項目とその内容	取り組み状況	活動指標、成果指標	具体的な事業名
(1)	地域福祉の推進体制づくり			
①	地域福祉計画に基づく福祉の推進			
○	行方市地域福祉計画を基軸とし、地域福祉を推	高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者福祉計画、次世代育成支援対策行動計画等、各種福祉分野で地域福祉を推進	なし	地域福祉計画事業
②	社会福祉協議会の体制強化			
○	行方市社会福祉協議会を住民主体の住民参加による福祉活動を展開できる福祉団体として体制強化	介護予防事業としてのサロンや介護予防体操など、参加者は増加しており、住民参加による福祉活動を展開できる福祉団体として体制強化をしている。	なし	
③	地域福祉の活動拠点づくり			
○	各地区の公民館や集会施設などを、多様な市民の交流の場として積極的に活用	高齢者センター「羽黒山荘」では、地域の各種団体に貸し出しを行い、市民の交流の場として活用している。	なし	
④	人にやさしいまちづくりの推進			
○	インクルーシブデザインの推進	玉造小学校の新設に伴い、歩道の整備をし、歩行空間の	なし	
○	ハード面のユニバーサルデザイン化を目指す	バリアフリー化を促進		
(2)	福祉意識の醸成と活動の促進			
①	福祉意識の啓発			
○	子どもの教育の場をはじめ、社会教育の中でも一貫した福祉教育を推進	社会福祉協議会ではインスタントシニア体験や手話体験教室を各小学校やイベントで行い、福祉教育を推進	なし	
②	ボランティアの参加促進と資質の向上			
○	ボランティアの体験教室や養成講座、研修会や交流会の充実を図る	研修会や交流会を実施しており、高校生のボランティアとして、鹿島アントラーズのシルバーデーに玉造工業高校の生徒が参加している。	なし	
○	若年層や企業によるボランティア活動の取り組みを促進			

	施策の項目とその内容	取り組み状況	活動指標、成果指標	具体的な事業名
③ ボランティアネットワークの強化				
○	ボランティアセンターが中心となり、ボランティア情報の提供やボランティア同士の横のつながりのコーディネートに努める	ボランティア連絡協議会有り、委員相互の交流の場として情報提供などを行っている。	なし	
④ 交流機会の拡大				
○	誰もが参加できる学習会議や幅広い福祉イベントの充実に努め、市民相互の交流機会の拡大を図る	行方ふれあいまつりなどのイベントが実施されており、市民の交流機会となっている。	なし	

4 高齢者支援の充実

	現状	目標指標の実績
	○介護保険制度が、高齢者介護を社会で支える仕組みとして着実に定着し、居宅サービス、施設サービス、さらに地域密着サービスの供給体制が拡充 ○介護保険外のさまざまなサービスや一人暮らし高齢者の見守り等支援体制の整備 ○高齢者の心身の状態の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を身近な地域で包括的に行う機関として、地域包括支援センターを設置 ○地域包括支援センターには、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員などが配置されており、専門性を生かしたマネジメント(相談支援)を行っている	介護予防拠点数(シルバーリハビリ教室) 目標55ヶ所⇒実績34ヶ所 要介護認定者数 目標1,880人⇒実績2,037人 施設・居住系介護サービス利用率 目標28%⇒実績27% 介護予防教室参加者数 目標11,020人⇒実績6,666人 地域支援事業(の介護予防事業)による「要支援」への移行率 目標3%⇒実績0.5% 老人クラブ会員数 目標2,800人⇒実績1,727人 シルバー人材センター会員数 目標400人⇒実績227人

	施策の項目とその内容	取り組み状況	活動指標、成果指標	具体的な事業名
(1) 介護予防対策の推進				
① 地域包括支援センターの充実				
○ 高齢者の様々な悩みや課題に対して継続的な助言・指導	専門3職種の連携により、高齢者の様々な悩みや課題に対して助言・指導を行う。また、社会福祉協議会との連携により、地域ネットワークの強化を図る。	地域ケア会議 目標:12回⇒実績:7回		
○ 地域ケアシステムの機能強化				
② 介護予防事業の推進				
○ 一次予防事業の推進	介護予防に資する地域活動団体の育成・支援及び、要介護状態になるおそれの高い高齢者への、通所型または訪問型介護支援サービスの提供。	活き活き健康教室 目標30人⇒実績25人 脳はつらつ教室 目標40人⇒実績32人 シルリハ指導士80人 シルリハ教室数34ヶ所	介護予防サービス事業 シルバーリハビリ体操普及事業 高齢者健康相談把握事業	
○ 二次予防事業の推進				
③ 包括的支援事業				
○ 介護予防ケアマネジメント事業の推進	地域における様々な関係者とのネットワークを構築する。高齢者虐待防止ネットワークを構築する。	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会 目標3回⇒実績3回	介護予防サービス事業 高齢者総合相談事業	
○ 総合相談支援事業・権利擁護事業の推進				
○ 包括的・継続的ケアマネジメント事業の推進				
④ 任意事業の推進				
○ 住みなれた地域での在宅生活を支援	認知症高齢者等を介護している家族への慰労として在宅介護慰労金の支給や高齢者の安全、介護を行う家族が安心して介護できる環境の整備を図る。	在宅介護慰労金 170人 徘徊高齢者家族支援 3件	介護予防サービス事業 家族介護慰労金事業	
○ 成年後見制度の活用促進				

施策の項目とその内容	取り組み状況	活動指標、成果指標	具体的な事業名
		紙おむつ助成事業 1か月390,000円	
(5) 新予防給付ケアマネジメント事業の推進			
○ 介護予防サービスの円滑な提供	要介護状態区分「要支援1又は2」の方に対し、介護予防ケアプランを作成する。	介護予防サービス計画作成件数 目標:2300件 実績:2250件	介護予防サービス事業
(2) 生活支援の充実			
(1) 自立生活への支援			
○ 安心して住みなれた地域で暮らし続けられるよう、高齢者や介護者のニーズに対応したサービスを提供	ひとり暮らし高齢者等に対し、軽易な日常生活上の援助を行うことで高齢者の自立及び生活の質の向上を図る。	軽度生活 10人 日常生活用具 27件 在宅福祉委託料 3,000,000円	高齢者生活支援事業
(2) 社会参加と生きがいづくりの支援			
○ 多世代交流、趣味やまちづくりボランティア、シルバー人材センターを通じた就労等、地域における活躍の場を整備 ○ 多様なニーズに応じた様々な活動への参加や人材育成を支援	地域での社会参加や仕事への意欲を持つ高齢者が豊かな経験や知識を活かし、地域社会の担い手として活躍できる環境整備を進める。	行方市シルバー人材センター 1団体 老人クラブ連合会 1クラブ 単位老人クラブ 56クラブ	高齢者生活支援事業 敬老祝賀事業 老人クラブ事業 シルバー人材センター事業
(3) 高齢者の多様な住まいの確保			
○ 在宅生活が継続できる住環境づくり ○ ひとり暮らしに不安のある高齢者に対し、多様な生活施設の整備・充実	在宅介護の日常生活の自立を支援する福祉用具購入サービスや生活環境を整える住宅改修サービスなどの提供を行っている。 また、ひとり暮らし高齢者等の安否確認等高齢者セーフティネットの整備を図る。	・福祉用具購入費 123件 住宅改修 77件 愛の定期便 1か月350,000 緊通システム 新規30台 点検業務106件	
(4) 住みなれた地域で安心して暮らしていけるまちづくり			
○ 行政と地域の連携による高齢者を支えあう体制づくり	単身世帯が増加し、支援を必要とする高齢者が増加する中、介護予防・生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘の促進を進める。元気な高齢者がボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進・介護予防につなげる。	生活支援ボランティアの養成	
(3) 介護サービスの充実			
(1) 介護保険サービスの提供と基盤整備			
○ 介護サービスの充実 ○ サービスがより受けやすい環境の整備	市内には、老人福祉施設、老人保健施設、地域密着型対応共同生活介護及び訪問介護、通所介護、訪問看護、居宅支援等各事業所が整備されさまざまなサービスが提供されている。また行方市独自のサービスとして紙おむつ支給事業を実施している。	紙おむつ支給事業 6,371件 29,118千円	紙おむつ支給事業(市単独)
(2) 介護保険サービスの質の向上			
○ 適切な要介護認定やケアマネジメントの推進	被保険者への被保険者証の発行、更新、台帳の管理など、資格管理に関わる事務を円滑に行い、介護が必要になった高齢者がサービスを受けやすい環境を整えている。また、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、介護度に応じた必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されないか検証し不適切な経費を削減。被保険者への介護給付通知の発送及び医療情報との突合・点検(国保連委託)を実施している。	介護給付適正化事業 ・介護給付費通知 年1回 ・住宅改修調査 全件 ・ケアプラン点検 36件 等	

	施策の項目とその内容	取り組み状況	活動指標、成果指標	具体的な事業名
5 障害者(児)福祉の充実				目標指標の実績
現状	○福祉作業所が1カ所に統合され、行方市障害者地域活動支援センター「ドリームハウス」として自立や社会参加の新たな拠点となり、就労支援B型の施設も2カ所完成 ○早期発見・早期治療・早期回復が可能な体制、家族会・障害者団体ネットワークの構築 ○国レベルでは、平成24年2月現在、「障害者自立支援法」の見直し作業が進んで、そのなかで、制度の谷間がなく、サービスの利用者負担が応能負担になる仕組みづくりの検討が進んでいます。障害者数の増加や、障害の重度化・重複化が進む中、障害があっても住み慣れた地域で自立し、安心して生活できる地域社会づくりが立ち後れています。			施設入所者数 目標57人⇒実績65人 グループホーム・ケアホーム居住者数 目標19人⇒実績26人 地域活動支援センターの月平均利用者数 目標30人⇒実績2人 就労施設利用者数 目標70人⇒実績97人

	施策の項目とその内容	取り組み状況	活動指標、成果指標	具体的な事業名
(1) 自立支援対策の推進				
① 適切なケアマネジメントの推進				
○	きめ細かなケアマネジメントの展開	障害者自立支援法に基づく自立支援給付と児童福祉法に基づく通所サービス(児童発達支援事業等)の利用にあたって、「支給決定」の前段階で、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所が一人ひとりの複数のサービスにまたがる「サービス利用計画」(ケアプラン)を作成し、各サービス提供事業所は、この「サービス利用計画」(ケアプラン)をもとに、自事業所での一人ひとりの「個別支援計画」を作成してきてい	なし	障害福祉事務費 障害者福祉サービス事業
② 介護サービスの充実				
○	介護給付の提供体制の強化	サービスは、障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等の勘案すべき事項、及びサービス利用計画案を踏まえ、個々に支給決定を行い、利用者の方がたの状況に応じて柔軟に実施しております。	なし	障害福祉事務費 障害者福祉サービス事業
③ 障害の早期発見・早期療育・訓練の推進				
○	関係機関との連携	障害児に対しては、早期から適切な療育を行うことが障害の軽減と発達の面で重要で、保護者に対しては、安心して養育ができるようにするための支援の充実も欠かせません。 障害児に対する日中一時支援や放課後等デイサービスの利用者は増加していますが、市内で利用できる事業所はまだ少なく人数や時間に制限があるため、他市の施設を並行して利用する場合も多くみられます。	なし	障害福祉事務費 障害者福祉サービス事業
○	障害者の家族等のネットワーク化(家族会)を推進			
④ 福祉的就労の確保				
○	就労移行支援や就労継続支援、行方市障害者地域活動支援センター事業の展開を支援し、新規整備について促進	通所により引きこもりを防ぎ、生活習慣や生活リズムを身に付けるとともに、軽作業に伴う工賃を取得することで個々の自立促進及び日中介護の緩和に伴う家族の精神的肉体的健康の向上。 障害者地域活動支援センター「ドリームハウス」の中に一部就労継続支援B型を取り入れました	なし	障害福祉事務費 障害者地域活動支援センター運営事業
○	製品販路の拡大や受託元の開拓の支援			
⑤ 経済的支援制度の利用促進				
○	各種経済的支援制度の周知と有効利用を促進	なし	なし	
(2) 教育の保障と社会参加の促進				
① 保育・教育の保障				
○	障害児の希望や障害の実態に応じた保育・教育を受けられる体制づくり	なし	なし	

	施策の項目とその内容	取り組み状況	活動指標、成果指標	具体的な事業名
② 障害者の一般就労の確保				
○	職業訓練機会の充実を図り、一般雇用の場を確保	関係機関と連携して、職業体験や職場実習等を含めた職業訓練機会の充実を図るとともに、市内の企業等の理解を得ながら一般雇用の場の確保や、福祉的就労等の支援及び施設への販売支援等を行い、幅広い雇用の場の確保に努めております。	なし	障害者更生援護事業 障害者福祉サービス事業
③ 生涯学習などへの参加の促進				
○	情報提供の充実、ボランティアによる活動支援体制の確保、利用しやすい施設の整備	障害者が文化・スポーツ・レクリエーションなど多様な活動に参加し、充実した生活ができるよう、情報提供の充実、ボランティアによる活動支援体制の確保、利用しやすい施設の整備等を行っております。	なし	障害者スポーツ振興事業
④ 情報バリアフリーの促進				
○	情報バリアフリーの推進	なし	なし	
○	障害者の社会参加の取り組みに対し、技術的、物理的な支援			
⑤ ボランティアの育成				
○	障害者の社会参加を促進するボランティアの育成	ガイドヘルパー、手話通訳、点字通訳、要約筆記、朗読等の技術ボランティアをはじめ、障害者の社会参加を促進するボランティア育成に努めていますが、ボランティアの成り手が少ない状況にあり、育成・養成が出来ていない状況です。	なし	障害者地域生活支援事業
⑥ 移動手段の確保				
○	移動手段の確保・充実	自立支援給付の「行動援護」や地域生活支援事業の「移動支援」や自動車改造への助成等を推進し、障害のある人の移動手段の確保・充実を図っております。	なし	障害福祉サービス事業 障害者地域生活支援事業
⑦ 障害者団体の育成				
○	障害者団体及び家族会の育成	障害者の社会参加活動の基盤を充実させるべく、その基盤となる障害者団体と連絡を取り合い、情報の提供をしております。	なし	
○	近隣市町村の団体・家族会との連携を支援			
(3) 人にやさしいまちづくりの推進				
① 市民意識の啓発				
○	「心のバリアフリー」のまちづくりを推進	学校や地域での福祉教育の推進、交流活動やボランティア活動の充実等により、ノーマライゼーションの理念や障害者への理解を深めていただくために、関係団体等へ市主催の事業等への参加をよびかけています。	なし	
② 障害者にやさしいまちづくりの推進				
○	公共施設への整備を進め、民間施設への協力を要請	段差のない歩道、スロープ、多機能トイレの整備など、バリアフリー新法等に基づく公共施設の整備を進めるとともに、民間施設への協力を要請しております。	なし	
③ 障害者の住まいの確保				
○	生活施設の整備を促進し、障害者の住まいを確保	国・県等と連携を図りながら、障害者・高齢者仕様の住宅についての相談・情報提供、住宅改修費の助成制度の活用等により、暮らしやすい住まいづくりを促進します。また、障害者が親なきあと、自立して暮らし続けるための生活基盤の拡充を図っております。	なし	重度障害者住宅リフォーム助成事業
○	住宅改修費の助成制度の活用を促進			

	施策の項目とその内容	取り組み状況	活動指標、成果指標	具体的な事業名
--	------------	--------	-----------	---------

1 低所得者福祉の充実

現状	○平成25年10月1日現在我が国の総人口は1億2,730万人、65歳以上の高齢者人口は過去最高の3,190万人である。総人口に占め割合（高齢化率）は過去最高の25.1%である。この超高齢社会において行方市の生活保護人員数は、平成27年3月現在140世帯、163人である。生活保護率は4.6‰である。これは平成26年3月の保護率5.1‰と比較して0.5ポイント減少している状態である。その理由は、主に高齢者の死亡によるものである。	目標指標の実績		
		目標の設定自体なし		

	施策の項目とその内容	取り組み状況	活動指標、成果指標	具体的な事業名
(1)	福祉サービスの充実			
①	相談・指導の充実			
	○社会福祉協議会や民生委員・児童委員との連携	社会福祉協議会と相談案件ごとに連携を図っている。民生員・児童委員と民生委員会にて生活保護者の情報を提供し、連携を図っている。	なし	
②	生活保護制度の適正な運用			
	○保護を要する世帯の実態と要望を的確に把握しながら、雇用対策、社会保険、公的扶助の3段階の見極め及び適正な運用	面接相談や保護の申請時においては、懇切丁寧に法の趣旨や制度概要を説明するとともに、他法他施策について専門的な立場からの助言を行う等適切な運用をしている。また、処遇困難ケースについては、組織的な対応をしている。	なし	
③	各種援護制度の活用			
	○社会福祉協議会などの支援制度の周知及び活用促進	支援制度について資料を用いて説明している。活用の可能性があるときは、各制度の担当窓口へ繋いでいる。また、生活保護受給手前の人々を対象に生活困窮者自立支援法の成立に伴い、相談窓口を開設した。	なし	生活困窮者自立支援事業
(2)	生活自立への支援			
①	就業の促進			
	○行方市無料職業紹介所やハローワークとの連携強化	商工観光課が行っている無料職業紹介所と案件ごとに情報交換を実施し連携を図っている。「ハローワークと生活保護受給者等就労自立促進事業」をしており連携している。また、保護受給者が保護を抜けた際に勤労者としてのスタートを切りやすくするため、「就労自立給付金」の制度を説明した。	なし	
②	社会保障制度の受益の確保			
	○社会保障制度の周知および受益の確保	社会保障制度の被保護者や低所得者へ特例措置を周知し、被保護者については、関係する各課に書類で連絡している。	なし	